

岩手県告示第293号

県立野球場条例（昭和45年岩手県条例第24号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県営野球場の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日

表1 施設の利用料金

区 分			グラウンド及びスタンドの利用料金						附属の施設の利用料金			
			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			屋内練習場	トレーニング室		研修室
			8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで		普通使用（1人1回につき）	回数使用（1人6回につき）	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	円	円	円	円	円	円	1時間までごとに 学生及び生徒 1,640円 一般 3,280円	学生及び生徒	学生及び生徒	1時間までごとに 学生及び生徒 420円 一般 840円
		一般	3,930	4,910	6,680	4,720	5,900	8,020		150円	750円	
	その他の催しに使用する場合	23,580	29,480	40,090	28,290	35,390	48,100	310円		1,550円		
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	11,780	14,740	20,040	14,140	17,690	24,050	1日までごとに1日の最高入場料の300人分に相当する額 （その額が503,140円に満たない場合は、503,140円）	1日までごとに1日の最高入場料の400人分に相当する額 （その額が629,130円に満たない場合は、629,130円）		
		一般	23,580	29,480	40,090	28,290	35,390	48,100				
	その他の催しに使用する場合											

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合（8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分を超える場合に限る。）は、その超える時間1時間につき、8時前のときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 学生及び生徒が、入場料等を徴収しない場合であって、アマチュア野球の大会以外の目的でアマチュア野球のためにグラウンド及びスタンドを使用する場合における利用料金の額は、土曜日及び休日以外の日にあっては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までであって1,090円、17時から21時までであって1,850円とし、土曜日及び休日にあっては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までであって1,300円、17時から21時まで

にあつては2,180円とする。ただし、当該利用料金の額は、アマチュア野球に使用する場合は8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

- 5 一般が、入場料等を徴収しない場合であつて、アマチュア野球の大会以外の目的でアマチュア野球のためにグラウンド及びスタンドを使用する場合における利用料金の額は、土曜日及び休日以外の日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までにあつては2,180円、17時から21時までにあつては3,700円とし、土曜日及び休日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までにあつては2,600円、17時から21時までにあつては4,350円とする。ただし、当該利用料金の額は、アマチュア野球に使用する場合は8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

表2 附属の設備の利用料金

1 照明設備の利用料金

区 分		入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用する時	その他の場合
全灯使用の場合	1時間までごとに	円 23,830	158,400円
396灯使用の場合	1時間までごとに	17,910	
288灯使用の場合	1時間までごとに	11,910	
180灯使用の場合	1時間までごとに	7,170	

2 その他の附属の設備の利用料金

区 分		アマチュア野球に使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備	1試合につき	円 990	円 1,970
スコアボード	1試合につき	1,550	3,080
バッティングケージ	1日につき	1,640	3,280
審判用具1式	1試合につき	260	520
ピッチングマシン	1日につき	660	1,310
シャワー	1回につき		100円

表3 条例第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1日までごとに1,180円
